

パート先等の定期健診を受診された方

現在のお勤め先で定期健診があり、令和2年度中に受診される場合は、

- ① 特定健康診査受診券
- ② 健診結果のコピー

を共済組合に提出していただきますよう、お願いいたします。

提出の際は、今回のご案内に同封しております返信用封筒をご利用ください。提出していただくことで、特定健康診査を受診されたとみなします。

後期高齢者支援金

高齢者の医療を支えるため、保険者（共済組合や協会けんぽ）が国に納めるものです。

滋賀県市町村職員共済組合の令和2年度の金額は、なんと約21億円！

Q なぜ提出しないとイケないの??

A 特定健康診査は、生活習慣病等を予防することで医療費の増加を抑えるための取り組みで、40歳以上の加入者への実施は保険者の「法定義務」となっています。

特定健康診査の実施率が低い場合、「**後期高齢者支援金**」が加算されますが、実施率が高く、予防・健康づくりを積極的に行っていると減算されるしくみになっています。

定期健診等のコピーを提出していただくことで、特定健康診査を受診したとみなされますので、共済組合の特定健康診査の実施率アップにつながります！

Q 後期高齢者支援金が加算されるとどうなるの??

A 特定健康診査の実施率が低いと、ペナルティとして「後期高齢者支援金」が加算される可能性があります。

拠出する後期高齢者支援金が増える→**組合員のみなさまの掛金を引き上げる**ということに…。

特定健康診査の実施率が高いと、納める後期高齢者支援金が減算されます！

職場で定期健診を受診した方は、健診結果の提出にご協力をお願いします！！